

いばらき

共 済



2020
NO.325

9



表紙写真：かすみがうら市 梨畑

CONTENTS

第30期組合会議員選挙を実施します	P02	被扶養者が雇用保険の失業給付を受給すると?	P15
インフルエンザ予防接種助成事業のご案内	P03	福利厚生アウトソーシング事業費用対効果	P16
特定保健指導を受けないと 将来の生活習慣病の 心配だけでなく、給料にも影響!?	P04	えらべる倶楽部補助金対象メニュー変更のお知らせ	P17
健康診断(特定健診)は受けましたか?	P06	共済貯金に加入している皆さんへ	P18
年に1回の受診を忘れずに!!	P07	貯金現在高通知書をお届けします	P18
ジェネリック医薬品を使用しましょう!	P08	共済貯金の支払利率が変わりました	P18
大洗温泉の宿 大洗鷗松亭	P09	退職等年金給付の算定に用いる率が変わります	P19
えらべる倶楽部の3,000円補助が12月30日まで延長!	P10	財産形成住宅貸付のご案内	P19
被扶養者の認定基準について	P14	給付日額上限額が変更になりました	P19
新型コロナウイルス感染症の影響により 収入が一時的に増加した被扶養者の方へ	P14	標準報酬月額等の上限額が改定されました	P19
		「外来年間合算」と「高額介護合算療養費」のご案内	P22
		今年度も「共済愛情保険」の更新募集が始まります!	P23

組合会議員選挙を実施します

11月6日(金)

当組合の予算・決算の決定や定款・規則の変更等の重要事項は、議決機関である「組合会」で決定されます。

この組合会は地方公共団体における議会に相当するもので、市町村長の代表者10人と市町村長以外の組合員から選出される代表者10人の合計20人の組合会議員で組織されています。

現在の第29期組合会議員は、本年11月30日をもって任期満了となることから、第30期組合会議員選挙を11月6日(金)に実施します。

組合会議員の任期は、令和2年12月1日から令和4年11月30日までの2年間となり、当組合の重要事項を決定していただくことになります。

組合員の代表を選ぶ大切な選挙です。選挙の内容については、「いばらき共済」令和2年11月号(No.326)でお知らせします。



茨城県市町村職員共済組合(議決機関)

組合会は、次のような重要事項を審議し議決します。

- 定款の変更
- 事業計画、予算および決算
- 重要な財産の処分および重大な債務の負担

議長(理事長)



市町村長が選挙する議員の選挙区

選挙区	所属所
第1区	全市
第2区	全町村

市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙区

選挙区	所属所
第1区	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町、第1区内の一部事務組合
第2区	水戸市、笠間市、ひたちなか市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、第2区内の一部事務組合
第3区	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市、第3区内の一部事務組合
第4区	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町、第4区内の一部事務組合
第5区	結城市、下妻市、筑西市、坂東市、桜川市、古河市、常総市、八千代町、五霞町、境町、第5区内の一部事務組合 等



令和2年度

インフルエンザ予防接種 助成事業のご案内

組合員およびその被扶養者の方を対象に健康保持増進と医療費抑制のため、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

実施要領は次のとおりですので、注意事項等をよく確認のうえ、共済事務担当課をとおして請求してください。

【対象者】 組合員およびその被扶養者の方(任意継続組合員の方は除きます。)

【接種対象期間】 令和2年10月1日～令和3年1月31日

【助成金額】 1人1回1,000円(1人複数回の助成が可能です。)

請求書類：インフルエンザ予防接種助成金請求書
医療機関発行の領収書(注意事項①参照)

【提出先】 共済事務担当課

【当組合受付締切日】 令和3年2月26日(金) 当組合必着

【送金方法】 組合員の方の当組合登録口座に送金します。
個人宛送金通知書は交付しませんので、通帳等でご確認ください。

【送金日】 当組合で請求書を受け付けた月の翌月になります。
11月30日、12月25日、1月28日、2月26日、3月29日の送金になります。



注意事項 ▶ 請求書を提出する場合は、次の点に注意してください。

- ①接種年月日・被接種者氏名・自己負担額・予防接種の種類が明記された医療機関発行の領収書(原本または写しに所属所長の原本証明を付したもの)が必要です。
※接種済証明書は認めません。
- ②領収書は、被接種者ごとに発行されたものが必要ですが、2人以上または2回以上の接種をまとめた領収書の場合は、被接種者各々の氏名・接種年月日・接種年月日ごとの自己負担額・予防接種の種類が明記が必要となります。
- ③領収書に記載不備等があり、領収書余白に記載等を受けた場合は、医療機関の証明印が必要となります。
- ④市町村等でインフルエンザ費用の助成制度を実施している場合はそちらを優先し、その後の費用が1,000円以上の場合、当組合に請求してください。

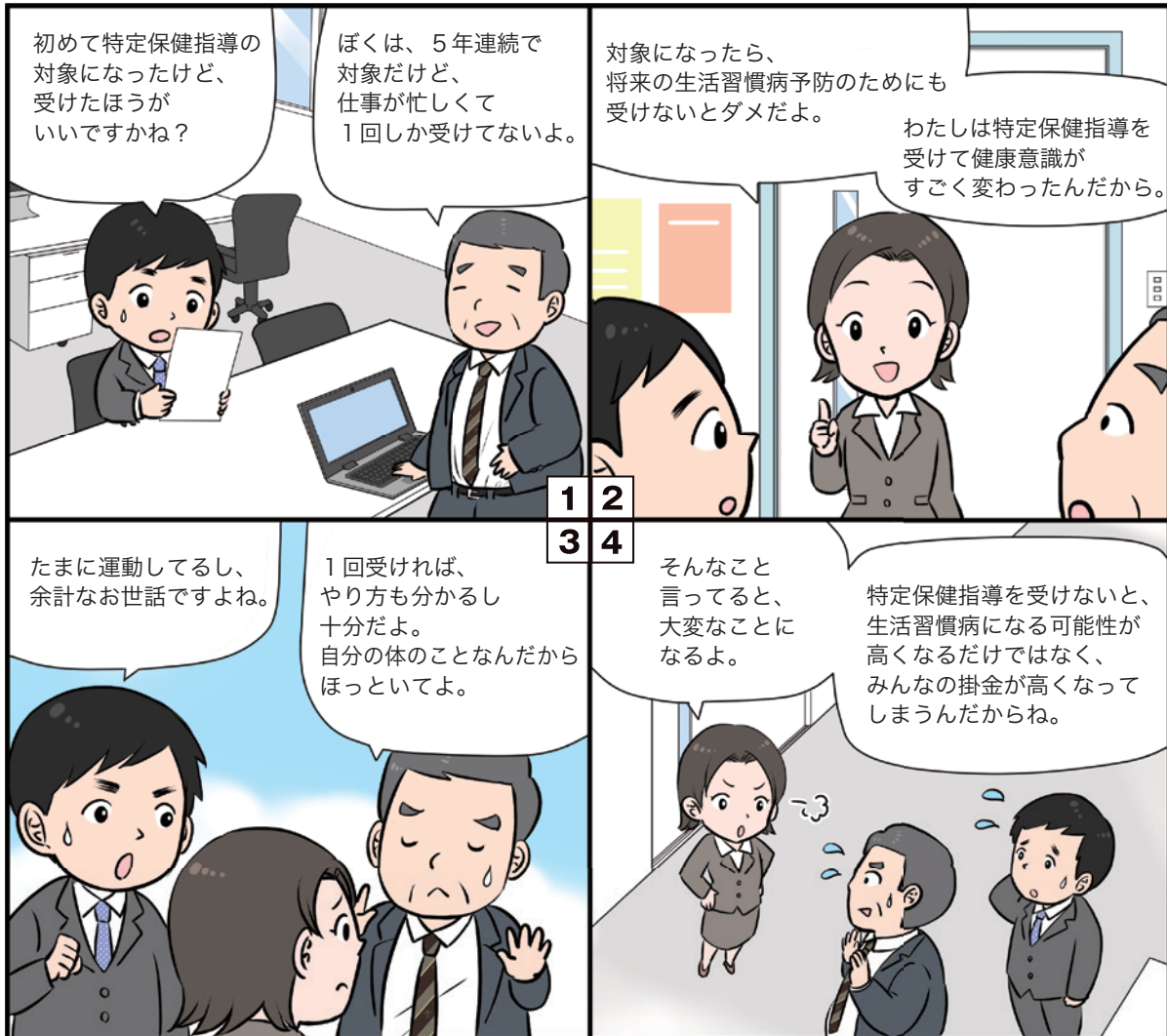
被扶養者のいる組合員の方へ ▶ ～家族単位での請求のお願い～

被扶養者のいる組合員の方はご本人分と被扶養者分の領収書を取りまとめて、組合員の方1人につきインフルエンザ予防接種助成金請求書1枚となるよう家族単位での請求にご協力をお願いします。

お問い合わせ先 医療健康課(健康増進係) TEL 029-301-1413



特定保健指導を受けないと 将来の生活習慣病の心配だけでなく、 給料にも影響!?



特定保健指導の実施率(特定保健指導対象者が特定保健指導を受けた割合)が、国が定める目標値を達成できないと、皆さんからいただく短期掛金が高くなってしまふ恐れがあることをご存じですか!?

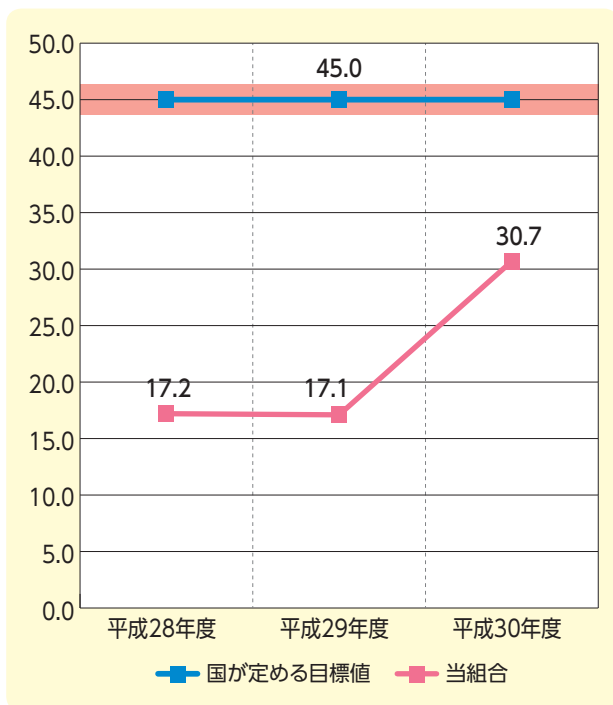
国は、特定保健指導の実施率に応じてペナルティ(加算)とインセンティブ(減算)を定めていて、実施率が低いと短期経理から支出している後期高齢者支援金(75歳以上の医療費を賄うために国に納付している拠出金)に最大で10%のペナルティが科せられ、短期経理が圧迫されることとなり、つまりは皆さんの掛金を引き上げざるを得なくなるといふことです!

一方、目標値以上の実施率を達成できた場合、インセンティブとしてこの支援金が減額され、皆さんの掛金を引き下げられる可能性があります。

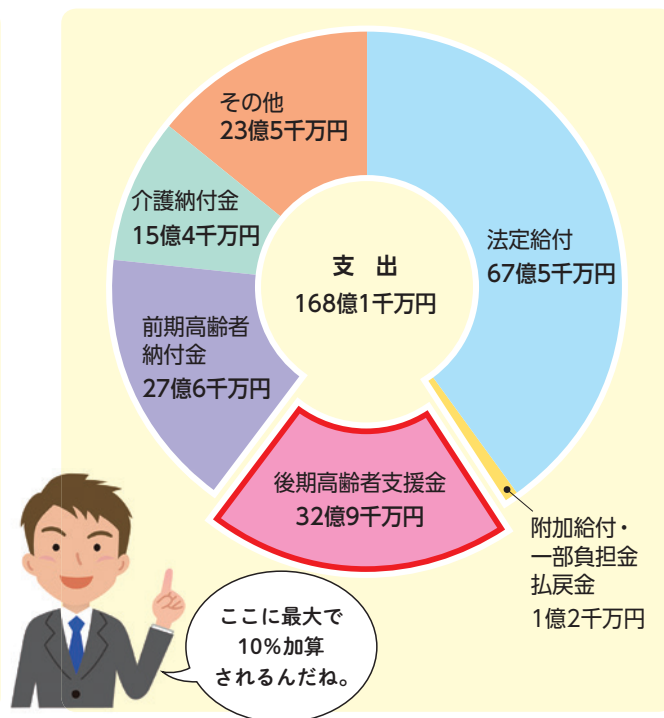
当組合の平成30年度の特定保健指導実施率は30.7%で、国が定める目標値は45%です。

特定保健指導は、将来の生活習慣病の予防だけでなく、皆さんの給料にも影響を及ぼすことから、特定保健指導の対象となった場合は、必ず受けましょう!!

当組合の特定保健指導実施率(%)



令和元年度短期経理支出状況



特定保健指導の Q&A



昨年、特定保健指導を受けたばかりなのに、今年も特定保健指導の案内が届いたけど、どうしてなの？



特定保健指導の対象者は、毎年の定期健康診断や人間ドックの健診結果を判定基準としていますので、健診結果によっては毎年ご案内が届くことになります。(健診結果票のメタボリックシンドローム判定でも確認できます。) 判定基準に該当しなくなるよう、健康診断に向けて普段から食生活の改善や運動の実施を心掛けましょう。



自分でも運動しているし、かかりつけ病院の先生に相談しても、「問題ないですね。」と言われたけど、特定保健指導を受けないといけないの？



医師によっては、特定保健指導は生活習慣病の予防対策であることから、ただちに治療等を始める必要性がない方には「問題ない。」と言われる場合もあるかと思われます。しかし、生活習慣病は自覚症状がないまま進行しますので、将来の健康のためにも、特定保健指導を受けて生活習慣病を予防しましょう。

※健診結果の検査数値が高い方(要治療等)には、医療機関の受診が必要なため、特定保健指導の案内はしていません。

40歳以上75歳未満の被扶養者の方へ

健康診断（特定健診）は受けましたか？ 年に1回の受診を忘れずに！！

当組合の特定健診の受診率は下表のとおりとなり、被扶養者の方は過半数の方が特定健診を受けていない状況です。

10月上旬に健診を受けていない被扶養者の方へ受診勧奨の通知をお届けしますので、健康のために、年に1度は健診を受けましょう。

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
組合員	94.68%	94.70%	93.55%
被扶養者	46.30%	48.48%	49.68%



特定健康診査受診券を送付いたします

令和2年度に、特定健康診査（40歳以上75歳未満）に該当しますので、特定健康診査受診券を送付いたします。

特定健康診査を受診する際（医師や看護師は除く）、下記の特定健康診査受診券及び保険証（被扶養者）を必ずご持参ください。また、受診方法等の詳細については、同封のご案内をご覧ください。

茨城県市町村職員共済組合
〒310-0852 水戸市宮原町9番26
茨城県市町村職員共済組合
TEL: 029-301-1413

特定健康診査受診券を切取ってご持参ください。

重 要	
特定健康診査の日に持参ください	
令和2年度特定健康診査受診券（七折券） 令和2年4月1日発行	
受診券管理番号	
組合員証番号	
受診者氏名	
性 別	
生 年 月 日	
住 居 地	
健 診 内 容	特定健康診査 その他（5日保健診察） その他（保健診察）無料
受診可能機関	特定健康診査（健康診査）無料 その他（保健診察）無料
保 険 者 住 居 地	水戸市宮原町9番26
保 険 者 証 番 号	029-301-1413
保 険 者 名 称	茨城県市町村職員共済組合
発行日付	令和2年4月1日
発行元	水戸市宮原町9番26 茨城県市町村職員共済組合

特定健康診査項目

項目	内 容
健康診査	身長、体重、血圧、視力
血液検査	血糖値、血中脂質、尿酸値、肝機能
尿検査	尿糖、尿蛋白、尿潜血
眼底検査	眼底血管、眼底色素
心電図検査	心電図
聴覚検査	聴覚
歯科検査	歯科検査
健康相談	健康相談

◆ パート先等で受診した健診結果票の提出のお願い ◆

～提出していただいた方にQUOカード（1,000円）を進呈～

パート等でお勤めされている40歳以上75歳未満の被扶養者の方の特定健康診査の受診を確認するために、パート先等で受けた健康診断の健診結果票（写）の提出をお願いしています。提出いただいた方には、QUOカード（1,000円）を進呈していますので、ご協力をお願いします。



詳細については、本年5月下旬に送付しました特定健康診査受診券に同封しています案内をご覧ください。

《注意》

「特定健康診査受診券」を利用した特定健診（住民健診・集合契約医療機関・巡回型特定健診）、または人間ドックを受診した方は対象になりません。

※特定健診を受診できる医療機関は当組合ホームページ（「共済組合のしおり」）の福祉事業に掲載していますのでご覧ください。



※「特定健康診査受診券」を紛失した場合等は再交付しますので、「特定健康診査受診券再交付申請書」を共済事務担当課を通じて提出してください。（当組合ホームページ「申請書類一覧」からダウンロードできます。）

お問い合わせ先 医療健康課（健康増進係） TEL 029-301-1413

ジェネリック医薬品を使用しましょう!

調剤薬局等の窓口では薬剤費の3割(または2割)を支払いますが、医療福祉費支給制度等に該当する方は無料(低額)となっています。

ただし、薬剤費を含む医療費は当組合と地方自治体等が負担しており、その財源は、組合員の皆さんの掛金、所属所の負担金や税金等でまかなわれています。安定した医療保険制度や医療福祉費支給制度を維持するため、窓口負担が軽減されている方もジェネリック医薬品の積極的な活用についてご協力をお願いします。

ジェネリック医薬品の使用割合 令和2年3月診療分

年齢区分	合 計		組 合 員		被扶養者	
	件数	使用割合	件数	使用割合	件数	使用割合
0～4歳	1,325	78.20%	—	—	1,325	78.20%
5～9歳	1,023	70.64%	—	—	1,023	70.64%
10～14歳	663	70.44%	—	—	663	70.44%
15～19歳	619	74.64%	15	72.10%	604	74.69%
20～24歳	472	78.62%	200	85.07%	272	75.30%
25～29歳	619	86.20%	535	87.07%	84	80.99%
30～34歳	793	83.63%	676	84.31%	117	80.48%
35～39歳	716	86.15%	571	85.98%	145	86.87%
40～44歳	954	81.12%	742	81.42%	212	80.07%
45～49歳	1,278	81.58%	1,040	81.92%	238	80.14%
50～54歳	1,091	82.22%	846	83.21%	245	78.87%
55～59歳	1,277	84.20%	1,003	84.66%	274	82.37%
60～64歳	885	85.82%	664	85.93%	221	85.50%
65～69歳	98	79.82%	33	89.28%	65	74.75%
70～74歳	121	77.77%	10	84.01%	111	76.99%
合 計	11,934	80.87%	6,335	83.99%	5,599	76.69%

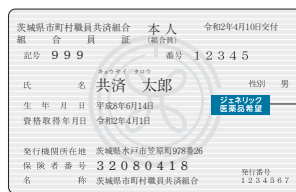
0歳から24歳の被扶養者の方は、他の年齢区分の方と比べると薬剤使用の件数は多く、ジェネリック医薬品の使用割合は低い傾向にあります。ジェネリック医薬品は、味や飲みやすさが改善されているものもあります。「お試し調剤」もできますので、ぜひ薬局へご相談を!!



「ジェネリック医薬品のお知らせ」をお送りします

ジェネリック医薬品に切り替えることにより、お薬代の軽減が一定額以上見込まれる方を対象に「ジェネリック医薬品のお知らせ」をお送りします。

あわせて「ジェネリック医薬品希望カード」を同封しますので、お手元に届いた方はジェネリック医薬品への切替えにご活用ください。



ジェネリック
医薬品希望

組合員証に希望シールを貼って意思表示しましょう。

【送付時期】 令和2年9月

【送付対象者】 組合員およびその被扶養者の方
(任意継続組合員の方は除きます。)

【お知らせ内容】

- 現在のお薬(先発医薬品)の処方実績
- 該当するジェネリック医薬品名と削減可能額



お問い合わせ先 医療健康課 TEL 029-301-1413

大洗温泉の宿 大洗鷗松亭

本年4月に新たな総料理長が就任しました。

総料理長が作り出す本格会席料理とともに、大洗鷗松亭での素敵なひとときをお過ごしください。

総料理長 鳴海 登

日本は明確な四季を彩る気候風土、南北に渡る様々な海流に囲まれ、豊かな食材を生み出しました。そして、それぞれの郷土に根付いた料理が生まれ個性豊かな色が日本中にあふれています。

日本の食文化は、味わいや彩り、食材の豊かさや技術、栄養面に至るまで、深い歴史と文化に育まれてきました。その中で何事も基本が大切なこと。礼儀作法、社会生活すべてにあてはまるが、ことに料理は基本こそすべてとあって良いと思う。

基本の第一は、素材の持ち味を生かすこと。
常にそれを心がけて料理を作っています。



◆ 宿泊のご予約は… ◆

○電話予約

電話 029-266-1122
受付時間 10:00~20:00

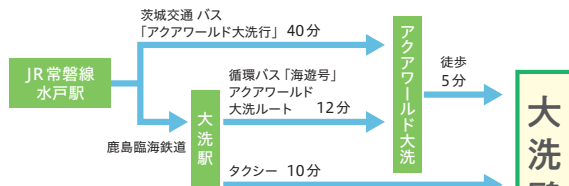
○ネット予約

ホームページは
こちらから

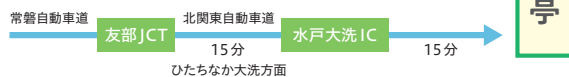


交通のご案内

電車・バスで



お車で



大洗鷗松亭に限り

えらべる倶楽部の3,000円補助が 12月30日まで延長!

大洗鷗松亭にご宿泊の際、宿泊利用助成券と併用することができるJTBベネフィットの「えらべる倶楽部大洗鷗松亭宿泊補助券」は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸情勢をかんがみ、今年度においては補助額増額期間を12月30日まで延長します。

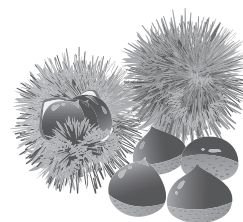
◆ 組員料金(1泊2食付、定員利用の場合) ◆

大人1名 **12,250円**～(税・サービス料込)

宿泊利用助成券
5,500円

+

えらべる倶楽部大洗鷗松亭宿泊補助券
3,000円(12月30日まで) ※12月31日から500円



補助適用後 **3,750円**～

※宿泊料金については、大洗鷗松亭ホームページにも掲載しています。
詳しくはご予約の際にご確認ください。

◆ JTBベネフィットの「えらべる倶楽部大洗鷗松亭宿泊補助券」利用対象者 ◆

組員および組員と二親等以内の親族 ※任意継続組員および未就学児は除きます。

◆ ご利用方法 ◆

大洗鷗松亭でえらべる倶楽部の宿泊補助制度を利用するときは、予め宿泊補助券の交付申請手続きが必要です。

なお、えらべる倶楽部の宿泊補助は組員1人当たり年間10人泊の制限があります。

ご利用方法

1 大洗鷗松亭に宿泊の予約
TEL 029-266-1122
受付時間 10:00～20:00

2 お勤め先の
共済事務担当課に
宿泊利用助成券の
交付申請

3 宿泊利用助成券を
受け取る

2 えらべる倶楽部に
宿泊補助券の
交付申請

3 宿泊補助券を
受け取る

4 チェックインの際に宿泊利用助成券と
宿泊補助券を併せてフロントに提出

注意事項

・交付申請後、JTBベネフィットサービスセンターから宿泊補助券がご自宅に届くまで10日程度かかりますので余裕をもってお申し込みください。
・えらべる倶楽部の宿泊補助は年間10人泊の制限がありますので、補助額3,000円の対象期間を上手にご利用ください。

えらべる倶楽部の宿泊補助券申請方法

えらべる倶楽部会員証を準備して、
大洗鷗松亭宿泊補助券の交付申請を
してください。

◆ JTBベネフィットサービスセンター

TEL **03-5646-5540** または
0120-924-033

営業時間 平日10:00～21:00

土日10:00～17:00

※祝日 12/30～1/3は休業

※「JTBベネフィットサービスセンター」では、お客様サービス向上のため、通話内容を録音していますので、予めご了承ください。

※フリーコールは、携帯電話・PHS・一部の一般電話からはご利用いただけません。

◆ JTBベネフィット「えらべる倶楽部」
会員サイトからも申請できます。

お問い合わせ先 福利厚生課 TEL 029-301-1412

被扶養者の認定基準について

組合員の3親等以内の親族であって、主に組合員の収入によって生計を維持されている方が、下記の収入基準額等を満たした場合、申請により組合員の被扶養者になることができます。

被扶養者に認定されると、病気やケガ、出産等をした際に給付を受けることができます。



● 収入基準額と収入の種類

「収入」とは、認定時から将来に向かって恒常的に得られる収入の総額をいい、その基準は(表)のとおりです。所得税法上の「所得額」ではありませんのでご注意ください。

(表)収入基準額

区分	年齢	基準額 (収入の限度額)		
		年額	月額	日額
公的年金を受給していない方	全年齢	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
障害年金を受給している方	全年齢	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満
公的年金を受給している方	60歳以上	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満
遺族年金を受給している方	60歳未満	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満

※私的年金のみ受給している方の年間収入は年齢に関わらず130万円未満となります。

次のとおり収入の種類により基準の取扱いが異なります。

● 年金収入

所得税法上、非課税所得とされている遺族年金、障害年金も収入に含まれます。

収入基準額は(表)の年額基準額のとおりとなりますが、年金収入に加えパート収入等がある場合は、合算した額が「年額」・「月額」ともに収入基準額未満である必要があります。

パート収入と年金収入の合算額についても、11ページのパート・アルバイト収入と同様に3ヶ月の連続・平均により判定します。

(例) 障害年金受給者または60歳以上で公的年金を受給している方

年間収入の基準額が180万円未満となるため、パート収入等がある場合、年金月額(年金年額÷12ヵ月)と収入月額等を合算した額が3ヵ月連続または3ヵ月平均で15万円(180万円÷12ヵ月)以上になると被扶養者資格が取消となります。

* 公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金)の他、企業年金・私的年金(積立年金・個人年金)も収入に含みます。

* 公的年金収入は、所得税・介護保険料等を控除する前の額です。(年金証書等に記載のある額です。)

* 私的年金収入は、積立額を含めた受取額の総額です。

● 事業収入・不動産収入・農業収入

(表)のとおり、年額130万円(60歳以上の公的年金受給者は年金と合わせて180万円)未満であることが認定の条件となり、次表の経費を控除した額が年収となります。税法上の取扱いとは異なりますのでご注意ください。

年収が収入基準額以上となった場合は、該当する年の1月1日に遡及して被扶養者資格が取消となります。

事業収入	学習塾	売上原価・地代家賃・水道光熱費・修繕費・消耗品費・加盟料*
	小売業	売上原価・地代家賃・荷造運賃・水道光熱費・修繕費・消耗品費
	不動産	修繕費・消耗品費
	その他	売上原価・地代家賃・水道光熱費・修繕費・消耗品費
農業収入		小作料・賃借料・種苗費・素畜費・肥料費・飼料費・農具費・農薬衛生費・修繕費・動力光熱費・荷造運賃手数料・土地改良費・地代家賃・水利費・精米機使用料

※加盟料とは、大手学習塾などで毎月定額を本部に納めている場合などの金額をいいます。

●パート・アルバイト収入

パートやアルバイト等の給与収入^{*}は、10ページの(表)の年額基準額【130万円未満】だけでなく、月額基準額【108,334円未満(130万円÷12ヵ月)】からも判定します。

毎月の収入が変動する場合は、3ヵ月の収入実績により判定し、次の①もしくは②に当てはまる場合は、被扶養者資格が取消となります。

なお、この判定によって被扶養者資格が取消になった場合でも、その後の3ヵ月の収入月額の平均が基準額以内であれば、その翌月から再び被扶養者になることができます。

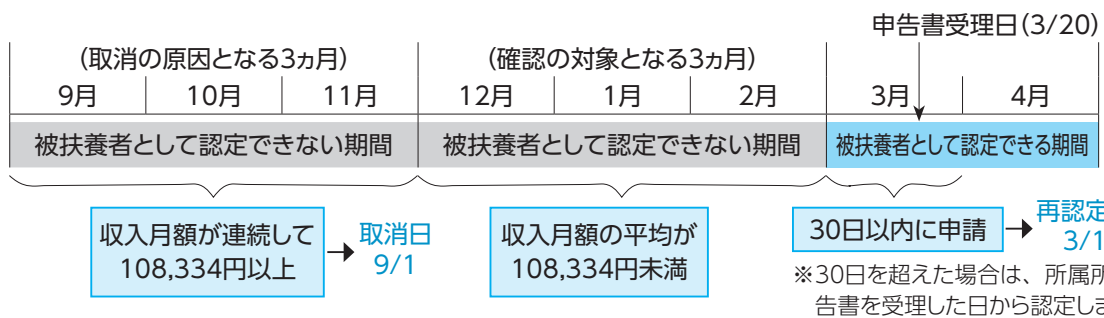
^{*}通勤手当などの諸手当を含めた所得控除前の総収入です。

賞与がある場合は、次の両方の算定結果が次の①および②に該当すると取消になります。

- 賞与の額を支給対象月数で按分し、支給対象月の収入に加算する。
- 賞与が支給された月に一括して加算する。

①3ヵ月連続して108,334円以上となった場合 → その3ヵ月の最初の月から取消

(例)

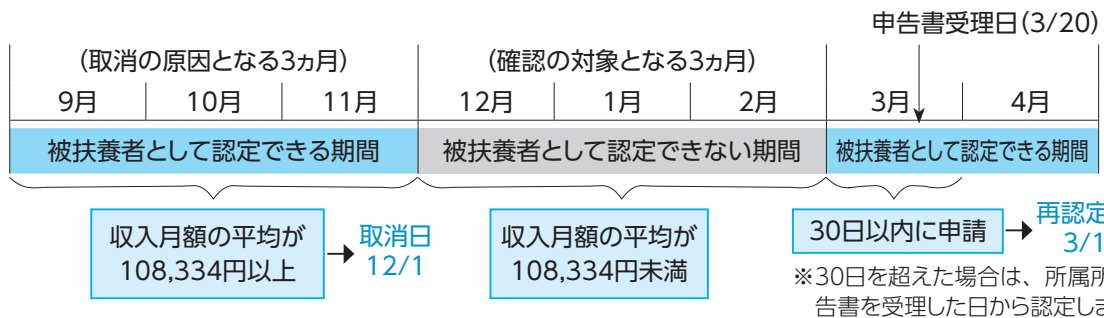


この場合、9月1日～翌年の2月末日まで国民健康保険加入となります。

②3ヵ月の平均が108,334円以上となった場合 → その3ヵ月の翌月から取消

^{*}大学・専門学校等(通信制・定時制は除く。)に在学中の方には、この取扱いは適用しません。

(例)



この場合、12月1日～翌年の2月末日まで国民健康保険加入となります。

●その他の収入に関する基準

- 雇用保険の基本手当や健康保険の傷病手当金は、10ページの(表)の日額により認定可否を判断します。雇用保険を受給する方の認定・取消については、15ページをご覧ください。
- 利子・配当金などの収入については、年額で判断します。



夫婦共同扶養(組合員が他の方と共同して同一人を扶養する場合)

被扶養者の認定にあたっては、その家計の実態および社会通念等を総合的に勘案し、概ね次のとおり取り扱います。

①被扶養者とすべき方の人数にかかわらず、年間収入の多い方の被扶養者とします。

②夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、届出により、主として生計を維持する方の被扶養者とします。

この場合の「同程度である場合」の取扱いは、夫婦の年間収入の差額が、収入の多い方からみて1割以内とします。

なお、前記の「同程度である場合」の取扱いは、各組合(保険者)において取扱いを定めており、当組合とは取扱いが異なる場合がありますのでご注意ください。

父母の認定基準

父母を認定する場合は、各々の年収が収入限度額未満であるかどうかだけでなく、組合員世帯の年収を考慮した組合員の扶養能力を判定するなど、次の3つの要件を全て満たす必要があります。

- <前提条件>
- 配偶者の父母(養子縁組をしていない父母)は、同居していることが条件になります。
 - 父母の一方を認定する場合でも、父母2人の収入を合わせて算定します。
 - 組合員の給与と収入は、給与から控除される社会保障費分を考慮して、給与総収入の85%としています。
 - 父母(夫婦)の認定基準限度額は、父母の共通経費を勘案した可処分所得とし、父母の認定基準額を合算した額の85%となります。

【第1要件】父母の年収の認定限度額

父母2人の年収の合計額が、「父母の合算収入限度額」未満になること。

各々の認定基準額(10ページの(表)参照)	父母の合算収入限度額
2人とも180万円の場合	(180万円+180万円)×85%=306万円
2人とも130万円の場合	(130万円+130万円)×85%=221万円
180万円と130万円の場合	(180万円+130万円)×85%=263万5千円

【第2要件】組合員の扶養能力の判定

父母2人の年収の合計額が、組合員の年収に85%を乗じた額の1/2未満になること。

$$\frac{\text{組合員の年収} \times 85\%}{2} > \text{父の収入} + \text{母の収入}$$

【第3要件】組合員世帯と父母世帯の収入の比較

- 同居の場合 組合員の年収に85%を乗じた額と父母の年収の合計額を、組合員と父母および他の被扶養者の合計人数で割った1人当たりの額が、父母の年収合計額の1人当たりの額より多いこと。

$$\frac{\text{組合員の年収} \times 85\% + \text{父の年収} + \text{母の年収}}{\text{組合員} + \text{被扶養者数} + \text{父母の人数}} > \frac{\text{父の年収} + \text{母の年収}}{\text{父母の人数}}$$

- 別居の場合 別居している父母については、生計維持関係の判断方法として組合員から父母への仕送りが必要となります。この場合、第3要件における組合員の年収は、父母への仕送り額を除いた額となり、父母の年収は組合員からの仕送り額を加えた額となります。※仕送り額については、13ページをご覧ください。

$$\frac{\text{組合員の年収} \times 85\% - \text{仕送り額}}{\text{組合員} + \text{被扶養者数}} > \frac{\text{父の年収} + \text{母の年収} + \text{仕送り額}}{\text{父母の人数}}$$

第1要件から第3要件については、当組合ホームページの申請書類一覧に掲載している「認定基準判定シート」を使って算出することができます。

● 別居している被扶養者への仕送り

認定対象者(配偶者・学生の子は除く。)が別居している場合は、毎月、一定額以上の仕送りをしていなければ認定できません。

必要な仕送り額およびその仕送りを確認するための書類は次のとおりとなりますので、毎月の書類の保管をお願いします。

● 必要な仕送り額

毎月、次表の金額以上で、かつ認定対象者の収入年額の1/2以上が仕送りされていることが必要です。

別居の被扶養者数	最低仕送り額
1人	毎月 5万円 (年額 60万円)
2人	毎月 9万円 (年額 108万円)
3人以上	毎月 10万円 (年額 120万円)



● 仕送りを確認する主な書類

認定申請時に、振込依頼人(組合員)と受取人(被扶養者)の氏名、送金日、送金額が確認できる書類を添付してください。仕送り方法は金融機関からの振込みとし、手渡しによる仕送りの場合は、認定できません。

(例)

- 銀行の振込受領書
- ATMの利用明細
- 預金通帳の写し ※表紙と引落額および受取人の記載があるページを添付してください。

● 収入を確認する主な書類

被扶養者として認定する際は、主に次の書類により収入を確認します。

また、収入の増加により被扶養者資格を取り消す際にも必要となりますので、当組合から依頼があった時にいつでも提出できるよう、大切に保管をお願いします。

給与収入	<ul style="list-style-type: none">• 雇用証明書(雇用開始日、雇用条件等が明記されたもの)• 各月の給与明細書の写し
年金収入	<ul style="list-style-type: none">• 最新の年金額がわかる書類の写し(年金証書、改定通知書、振込通知書等)
事業 不動産 農業 } 収入	<ul style="list-style-type: none">• 確定申告書の写し• 収支内訳書の写し
その他の収入	<ul style="list-style-type: none">• それぞれの収入金額がわかる書類
主たる生計維持者の確認	<ul style="list-style-type: none">• 組合員および配偶者の源泉徴収票の写し

※上記書類のほかに当組合が必要と判断した書類の提出をお願いします。

● 国内居住要件について

令和2年4月1日から、被扶養者として認定するための要件に国内居住要件が加わりました。

住民票が日本国内にある方は、原則として国内居住要件を満たすものとします。

ただし、住民票が日本国内にあっても、海外で就労しており、日本で全く生活していない等、明らかに日本での居住実態がない場合は国内居住要件を満たさないものと判断し、被扶養者として認定することができません。

●国内居住要件の例外および確認書類

住民票が日本国内にない場合でも、次表に掲げる一時的な海外渡航を行う方については、日本国内に生活の基礎があると認め、国内居住要件の例外として取り扱いますので、認定申請時に確認書類を提出してください。

該当事由	確認書類
① 外国に留学する学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
② 外国に赴任する組合員に同行する方	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 就労以外の目的(観光、保養、ワーキングホリデーまたはボランティア活動等)で一時的に海外に渡航する方	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティア参加同意書等の写し
④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員と身分関係が生じた方で②と同等と認められる方	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①～④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる方	個別に判断

●留意事項

被扶養者の医療費等は組合員の皆さんが負担する掛金と所属所が負担する負担金から支出されています。掛金・負担金の算定方法は、被扶養者がいる方もいない方も同じです。医療費適正化のため、被扶養者のいる方は認定(取消)基準にご留意ください。

なお、基準を満たさない場合にはその時点まで遡って被扶養者の認定取消となり、医療機関で受診していた場合は、共済組合が支払った医療費を返還していただくこととなりますので、日頃から被扶養者の収入状況等を確認いただき、基準に該当しなくなった場合は速やかに被扶養者取消の届出をしてください。

新型コロナウイルス感染症の影響により 収入が一時的に増加した被扶養者の方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、被扶養者の収入が一時的に認定基準額を超過してしまう場合の取扱いについてご案内します。

1 各種支援金の取扱い

新型コロナウイルス感染症に伴う支援として支給される下記の給付金等は、恒常的収入には当たらないため一時所得として取り扱い、被扶養者の収入には含めません。

- 持続化給付金
- 特別定額給付金
- 小学校休業等対応支援金
- 子育て世帯への臨時特別給付金

2 パート等収入の取扱い

新型コロナウイルス感染症の影響が原因で、一時的に収入が増加し認定基準額を超えてしまった場合(収入月額が3ヵ月連続または3ヵ月平均して108,333円を超えた場合や、収入年額が130万円を超える場合)でも、過去の収入および今後の勤務状況等を勘案し、直ちに認定取消とはしないこととします。

お願い

持続化給付金等一部の給付金は所得税の課税対象となることから、事業所得等がある被扶養者の方(確定申告実施者)が当該給付金を受給した場合には、その内容を確認できる書類を保管くださるようお願いいたします。

パート等給与収入がある被扶養者の方も、勤務先から新型コロナウイルス感染症に起因する特別手当等を受給した場合は、その内容を確認できる書類を保管くださるようお願いいたします。

※来年度以降の被扶養者資格継続調査において、当該給付金を受給したことにより、認定基準額を超過してしまった場合の参考資料とします。

被扶養者が 雇用保険の失業給付を受給すると？

組合員の配偶者等が会社を退職し、雇用保険の失業給付（基本手当）を申請する場合、被扶養者の認定要件を満たしていれば、受給開始になるまでの間は被扶養者として認定することができます（待機期間認定といいます）。

失業給付の受給開始後は、「雇用保険受給資格者証」（第1面）に記載されている『19. 基本手当日額』を確認してください。



- ① 日額3,612円未満・・・被扶養者資格を継続できません。

共済事務担当課への提出書類

- ・「雇用保険受給資格者証」の写し（第1面～第4面）

- ② 日額3,612円以上・・・被扶養者資格が取消になります。資格取消日は、「雇用保険受給資格者証」（第3面）の『認定（支給）期間』欄に印字された最初の基本手当受給開始日になります。

共済事務担当課への提出書類

- ・共済被扶養者申告書
- ・組合員被扶養者証
- ・「雇用保険受給資格者証」の写し（第1面～第4面）
- ・国民年金第3号被保険者関係届（20歳以上60歳未満の配偶者のみ。）

なお、失業給付の受給終了後に被扶養者の認定を受けようとする場合は、改めて被扶養者の認定手続きが必要となりますのでご注意ください。

※雇用保険の失業給付（基本手当）については日額で支給されるため、年間収入限度額（130万円）ではなく日額で判断します。

（130万円÷12月÷30日＝3,611.11円≒3,612円）

雇用保険受給資格者証（第3面）の見方

令和2年3月31日退職、令和2年5月20日ハローワークへ求職申し込みを行い、日額3,900円の失業給付を受給する場合

待機期間

求職申し込みから7日間

給付制限期間

給付制限期間中は基本手当が支給されないため、認定可能です。

行数	処理月日	認定（支給）期間	日数	種類	支給金額	残日数	備考
1							
2	0620					次回認定日	9月13日
3				020526			
4				020527-020826			退職理由
5	0913						10月03日
6		020827-0902	7	基本手当	¥27,300		
7							
:							
19	1130	021101-1124	24	基本手当	¥93,600		
20		支給終了					

給付の対象となる期間

⇒8月27日付けで取消

※8月27日から9月2日までの7日分の基本手当として27,300円が支払われたことを表しています。初回の振り込みがあった日ではなく、給付対象となった最初の日が取消日です。

支給終了日の翌日の11月25日から再認定の申請が可能です。
支給終了日の翌日から30日以内に認定申請の手続きをしてください。
「支給終了」と印字されてから30日以内ではありませんのでご注意ください。

	4/1	8/27	11/25
	失業給付待機期間・給付制限期間	失業給付受給期間	失業給付受給終了
3/31退職	被扶養者として認定できる期間	被扶養者として認定できない期間	被扶養者として認定できる期間

お問い合わせ先 医療健康課 TEL 029-301-1413

福利厚生アウトソーシング事業

令和元年度 費用対効果

福利厚生アウトソーシング事業の令和元年度費用対効果をお知らせします。

当組合では、組合員一人当たり年額2,100円、合計で約5千3百万円の会費を委託業者に支払っておりますが、利用延人数は7万8千人を超え、合計受益額は約7千5百万円となり、支払った会費よりも組合員が受けた利益額の方が2千万円以上多い結果となりました。

今後とも多くの組合員やご家族の方が有効にご利用できるよう、魅力あるサービスの開発に努めてまいります。

①会費総額 53,610,900円 ②組合員受益額 75,354,482円
③費用対効果(②-①) 21,743,582円

種類	カテゴリー	プラン	利用延人数(名)	受益単価(円)	受益額(円)	
旅行	国内宿泊	JTB	通常	2,459	1,000	2,459,000
			増額期間	4,839	3,000	14,517,000
		るるぶトラベル	通常	2,068	500	1,034,000
			増額期間	2,662	1,000	2,662,000
		大洗鷗松亭	通常	1,788	500	894,000
			増額期間	2,678	3,000	8,034,000
	会員専用宿泊	1,730	3,950	6,833,500		
	海外宿泊	495	-	4,317,260		
小計		18,719	-	40,750,760		
生活	ショッピング	ネットショップ他	26,409	375	9,903,375	
	テーマパーク	東京ディズニーリゾート®	6,062	1,000	6,062,000	
		ユニバーサル・スタジオ・ジャパン	624	1,000	624,000	
		キッズニア東京・甲子園	66	1,000	66,000	
	エンターテインメント	映画	3,598	500	1,799,000	
		お笑い他	416	1,000	416,000	
	スポーツクラブ		1,115	1,500	1,672,500	
	スキルアップ	e-ラーニング	617	4,000	2,468,000	
		通信講座	4	3,000	12,000	
		イベントセミナー	14	25,000	350,000	
	レジャー・観光施設		1,626	930	1,512,180	
	セレモニー	お祝い・サポートサービス	428	2,500	1,070,000	
		宝飾品・衣装等	37	10,000	370,000	
その他		1,580	-	4,117,380		
小計		42,596	-	30,442,435		
会員証提示メニュー	グルメ		7,659	200	1,531,800	
	レジャー		7,659	100	765,900	
	服飾関連		383	2,500	957,500	
	その他		1,021	-	906,087	
	小計		16,722	-	4,161,287	
合計		78,037	-	75,354,482		

※会員証提示メニューについては利用者数を確定することが難しいため、JTB ベネフィットで算出した割合にて算出しています。

お問い合わせ先 福利厚生課（厚生係） TEL 029-301-1412

えらべる倶楽部 補助金対象メニュー変更のお知らせ

宿泊と交通機関を選択できる
るぶトラベルツアー

航空機付きプラン・JR付きプラン：10月に終了
※るぶトラベル（宿泊プランのみ）のお取扱いは継続します。

JTBダイナミックパッケージ
MySTYLE

Webと店頭で
お申込み可能！

9月1日（火）お申込み分から
「えらべる倶楽部」補助金適用可能！

【宿泊補助金額】1名1泊あたり 通常期間：**500円** 増額期間：**1,000円**

※航空機付きプラン9月、JR付きプラン10月よりお申込み可能です。

JTBダイナミックパッケージ
MySTYLE

自分でつくるJTBの価格変動型旅行商品。
ホテルも航空券（JR）も自由自在に組み合わせできる！
あなたのごだわりの旅行が作れます。


航空
(フライト)

ご予約は1回のお申込で**最大6名様**まで、
お帰りのフライトは出発日から
最大31日先まで予約可能。

※復路便のご利用日はお申込み日から186日以内に限りです。

店舗でのご予約なら、**片道ずつ別々の
航空会社利用も可能**です。

例：往路ANA便 復路JAL便
※WEB申込の際は同一航空会社利用となります。

マイルも貯まります。

※マイル加算のお手続きはお客自身にてお願いいたします。


**曲
宿泊**
(旅館・ホテル)

1泊から**最大30泊**まで予約可能。

※2～31日間のご旅行が可能です。

1泊ずつ異なる**旅館・ホテル**でも予約可能。

選べる**旅館・ホテルは約5,700軒!**

※掲載予定施設数(4月1日現在)

2日間～31日間のご旅程中、
宿泊日は何日目でもOK!

※ご帰着日の宿泊は除きます。

お申込みいただく日時で**価格変動する旅行商品**です。
お申込人数により空席状況や旅行代金が異なる場合があります。
旅行代金は**申込み時全額お支払い**となります。
ご予約完了後の**変更はお受けできません**。

変更や追加をご希望の場合は一度ご予約を取消し、新たにご予約をいただきます。その際、所定の取消料がかかります。

※詳細・適用条件などはHPにてご確認ください

最新情報はえらべる倶楽部会員専用サイトからご確認ください

※ログイン時には会員番号とパスワードが必要です。

(スマホサイト)

PC



www.elavel-club.com

えらべる 検索

スマホ



<https://www.elavel-club.com/smp>



サービス
センター

03-5646-5540



0120-924-033

営業時間 平日10:00～21:00/土日10:00～17:00/祝日・年末年始
(12/30～1/3) 休業

JTBベネフィットセンターでは、お客様サービス向上のため通話内容を
録音させていただいております。予めご了承ください。

共済貯金に加入している皆さんへ 貯金現在高通知書をお届けします



9月上旬

共済貯金は、毎年3月1日と9月1日に半年分の決算利息を元金に繰り入れます。

今回皆さんにお届けする「貯金現在高通知書」は、令和2年3月から令和2年8月までの積立額や払戻額、所得税控除後の利息などの明細や、令和2年9月1日現在の残高を記載していますのでご確認ください。

① 残高が限度額の3,000万円を超えた方は、後日超過額を自動的に④の当組合登録口座へ送金します。

② 半年複利です。

③ 「税率」所得税(国税15.315%、地方税5%)をそれぞれ税込利息額に乗じます。

④ 当組合に登録されているあなたの金融機関です。登録口座を変更する場合は、共済組合員申告書を提出してください。

令和2年9月1日作成

貯金現在高通知書

共済貯金の
残高通知書をご送付申し上げますので、ご査収ください。

税区分	2. 9. 1 の残高 円	=	2. 3. 1 の残高 円	+	差引積立額 円	+	税込利息額 円	-	所得税額 円
課税	21,262,656		20,125,214		1,000,000		172,481		35,039

所属所名	◎◎◎市役所		
氏名	共済太郎様		

決算日	利率(%)	③税率(%)	非課税限度額(万円)
2. 8. 31	1.68	20.315	

現在登録されているあなたの振込先は下記の通りです。

銀行名	〇〇銀行		
支店名	本店営業部		
預金種目	普通預金	口座番号	9999***
名義人	キョウサイ太郎		

(所属所)	999	(証番号)	12345	(部署)	
-------	-----	-------	-------	------	--

お積立等明細					
日付	種別	金額(円)	日付	種別	金額(円)
2. 3 1	定例積立	50,000			
2. 4 1	定例積立	50,000			
2. 5 1	定例積立	50,000			
2. 6 1	定例積立	50,000			
2. 7 1	臨時積立	1,000,000			
2. 7 1	定例積立	50,000			
2. 7 13	一部払戻	300,000			
2. 8 1	定例積立	50,000			

(注)今期中の支出額が積立額より多い場合は、差引積立額がマイナスとなります。

(注)一部払戻しについて 9月に払戻しができる額は、決算利息を含めない8月末残高が対象となります。

共済貯金の支払利率が変わりました

令和2年9月から年利1.44%(月利0.12%)

当組合では、共済貯金に加入されている皆さんからお預かりした資金を国債や地方債等の有価証券を中心に安全かつ効率的に資産運用を行い、その運用収益を支払利息として還元しています。

しかしながら、貯金残高の増加に伴い支払利息が増える一方で、長引く低金利政策の影響により今後は資産運用利回りの低下が予想されます。

そのため、将来にわたって持続可能な事業となるよう、支払利率の引き下げ(年利1.68%→年利1.44%)を行いました。

お問い合わせ先 福利厚生課(厚生係) TEL 029-301-1412

本年10月から退職等年金給付の 算定に用いる率が変わります

公務員独自の給付である退職等年金給付は、厚生年金とは独立した制度であり、労使折半で積み立てた原資に基準利率や年金現価率を用いて算定します。

本年10月からのこれらの率について、地方公務員共済組合連合会のホームページに関連情報が掲載されていますのでご覧ください。

<https://www.chikyoren.or.jp/> (地方公務員共済組合連合会トップページ)
トップページの「年金関連情報⇒年金財政関係」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索



（財産形成住宅貸付のご案内）

財産形成住宅貸付の募集期間や詳しい貸付条件等については、共済事務担当課および当組合ホームページをとってお知らせしますので、確認のうえ申し込みください。

なお、この貸付は年度予算が決まっているため、先着順となります。

- 【募集時期】** 令和2年10月 **【貸付利率】** 年利0.59%(令和2年6月時点)
- 【貸付資金総額】** 令和2年度:8,800万円
- 【対象物件】** 組合員が自ら居住するために新築・増改築・購入する住宅
- 【借入資格】** 勤労者財産形成貯蓄を1年以上継続していて、貯蓄額が50万円以上ある方
(共済貯金は含みません。)
- 【貸付金限度額】** 勤労者財産形成貯蓄額の10倍(上限4,000万円)の範囲内で、退職手当の額に200万円を加えた額となります。
- 【償還期間】** 金額にかかわらず15年以内
- 【その他】**
- ・ 抵当権の設定はありませんが、損害保険(15年間分100万円につき保険料992円)に加入することになります。
 - ・ 借り換えには利用できません。

お問い合わせ先 福利厚生課(厚生係) TEL 029-301-1412

（給付日額上限額が変更になりました）

育児休業手当金・介護休業手当金の給付日額は雇用保険法により上限額が設けられていますが、令和2年8月から次のとおり変更になりました。

給付日額
上限額

- 育児休業手当金** 67%支給期間 13,832円 → **13,896円**
50%支給期間 10,322円 → **10,370円**
※標準報酬月額が47万円以上の方は、給付日額上限額が適用されます。
- 介護休業手当金** 15,221円(支給率67%) → **15,294円**
※標準報酬月額が53万円以上の方は、給付日額上限額が適用されます。

（標準報酬月額等の上限額が改定されました）

令和2年9月1日から、厚生年金保険・退職等年金給付に係る標準報酬月額等の上限額が改定されました。

【改定前】現行の最高等級	【改定後】現行の最高等級の上に更に1等級追加
〈厚生年金〉 31級 62万円	〈厚生年金〉 32級 65万円
〈退職等年金給付〉 30級 62万円	〈退職等年金給付〉 31級 65万円
〈報酬月額〉 60万5千円以上	〈報酬月額〉 63万5千円以上

この改定により、最高等級に該当する組合員の皆さんの掛金(保険料)額は次のとおり変更となります。

- 〈厚生年金〉 59,475円(改定前 56,730円)
〈退職等年金給付〉 4,875円(改定前 4,650円)

お問い合わせ先 医療健康課 TEL 029-301-1413

頭の体操

クロスワードパズル



クイズに正解された方の中から抽選で
大洗鷗松亭の昼食利用券と日帰り入浴券のセット、
または図書カード(1,000円分)を各5名様にプレゼント!

クロスが解けたらA~Hを順に並べてください

1		2	3		4		5
		6					
7	8				9	10	
11			12	13			
	14	15			16	17	
18		19	20		21		
22	23				24	25	
26				27			

令和2年7月号の解答「ナツガハジマルヨ」
※当選者の発表は、賞品の発送をもってかえさせていただきます。

応募方法

郵便ハガキに右記のとおりご記入のうえ、ご応募ください。(組合員1人1通まで)

応募のあて先

〒310-0852
水戸市笠原町978番26 茨城県市町村会館5階
茨城県市町村職員共済組合 総務課宛

締め切り

令和2年9月30日(水)消印有効

- ① 答え
○○○○○○○○
- ② 所属所名
- ③ 組合員証(保険証)の記号・番号
- ④ 組合員氏名
- ⑤ 郵便番号・住所
- ⑥ 電話番号

- 25 パンダの好物。
- 23 誰にも飼われていない○○猫。
- 21 延長15回の○○○を征する。
- 20 怒りが○○に出ている。
- 18 インドネシアの通貨です。
- 17 必要な動物は?
- 15 サンタクロースが
- 13 あらかじめ決められた
- 10 前でもって知らせること。
- 8 筆記や印刷などに用いる有色の液体。
- 5 台風の接近で沿岸部に大雨○○
- 4 もはや議論する必要のない○○。
- 3 酸性・アルカリ性を判別する、リトマス○○○○。
- 2 残り100mでの
- 1 ○○○○関脇→大関→横綱

○→タテのカギ

○→ヨコのカギ

- 1 これが吹くと冬を感じますが、無い年もあります。
- 4 役に立つが、危険もあるもののため。○○○の剣。
- 6 不良女子グループのリーダー。女番長。
- 7 小麦粉の団子を入れた汁物。
- 9 ドイツ南部から黒海に流れる○○○川。
- 11 液体などを入れる、ガラス製や陶製の容器。
- 12 固体が、液体を経ないで直接気体になること。
- 14 髪を梳かす時に使います。
- 16 説明が○○を射ている。
- 19 ○○○○をしてスイカ割りをする。
- 22 いたずら好きの木の人形が冒険をします。
- 24 にわたりの頭にあります。
- 26 売上高から売上原価を差し引いた額。
- 27 9月1日は○○○○の日。



家族の健康ごはん

魚の栄養が丸ごととれる！ いわしの和風パスタ

1人分
エネルギー
525kcal
塩分 1.8g

健康な体をつくる食事づくりのカギは、栄養バランス&減塩。
食材に含まれる栄養素の知識や上手な減塩のコツを身に付けつつ、
おいしく食べて健康になりましょう。



料理制作・監修：岩崎啓子（管理栄養士）
撮影：原ヒデシ スタyling：宮澤由香

材料 (2人分)

- いわし 3尾
- こしょう 少々
- しょうゆ 小さじ1/2
- オリーブ油 大さじ1
- にんにく(粗みじん切り) 1かけ分
- 赤唐辛子(輪切り) 1本分
- スパゲティ 160g
- しょうゆ 小さじ1と1/2
- A レモン汁 小さじ2
- こしょう 少々
- 大葉 5枚
- 万能ねぎ(小口切り) 10g

作り方

- 1 いわしは頭、内臓を取ってよく洗い、水気を拭いて手開きにする。骨を取り除き、尾を切り取って縦半分に切り、こしょう、しょうゆで下味をつける。
- 2 鍋に湯を沸かし、塩(水の1%、分量外)を入れてスパゲティを表示通りにゆで、ザルにあげる。
- 3 フライパンにオリーブ油大さじ1/2を熱し、いわしを両面焼いた後、にんにく、赤唐辛子を加え、いわしをほぐすように炒める。②を入れた後、Aを加えてざっと炒める。
- 4 ちぎった大葉、残りのオリーブ油を混ぜて器に盛り付け、万能ねぎを散らす。



栄養学メモ

いわし

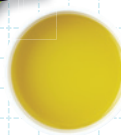
血中コレステロール値を下げ、血液をサラサラにするEPA(エイコサペンタエン酸)やDHA(ドコサヘキサエン酸)が豊富。DHAは脳健効果もあるといわれています。



減塩ワザ

オリーブ油

オリーブ油にはコクがあります。また、炒めることで食材の香ばしさと風味も加わるため、食塩量を少なくしても満足感を得ることができます。



Profile 岩崎 啓子
いわさきけいこ

管理栄養士・料理研究家。栄養学に基づいたバランスのよい料理、手軽でおいしい、実践的な家庭料理に定評がある。雑誌、書籍、メニュー開発など幅広く活躍中。著書は『ゆる「糖質&塩分」オフおつまみおかず』『作りおきでカンタン!おいしい!やせごはん』(ともに、日本文芸社)など多数。

東京都市町村職員共済組合 保養所

シーサイドいずたが



季節に合わせた四季折々の夕食をご用意してお待ちしております。お食事は、お部屋でくつろぎながらお愉しください。

伊豆が育む四季の幸と海辺の眺めに心やすらぐひととき



◆ご宿泊料金◆

平日利用 1泊2食付
(1室2名利用、部屋風呂なし)

12,250円～ (税・サービス料込み)

〒413-0101

静岡県熱海市上多賀12番地 TEL 0120-73-1241 (8:00~20:00) <http://t-kyosai.jp/izutaga>



国道135号線沿い長浜海水浴場前/JR伊東線伊豆多賀駅より徒歩10分(無料送迎バスあり)/JR東海道線熱海駅より東海バス「網代旭町」行き「長浜」バス停すぐ

ホテル日航立川 東京

上質な空間で寛ぎのひとときをお過ごしください



ご宿泊料金

(組合員特別割引価格)

- モデレートシングル
1室1名様ご利用時... 9,600円
- モデレートダブル
1室2名様ご利用時... 12,800円
- モデレートツイン
1室2名様ご利用時... 20,800円

※料金は1室の金額です。
※朝食は1名様1,800円にてご利用いただけます。
※料金には消費税、宿泊税、サービス料が別途加算されます。



ホテル日航立川 東京

〒190-0022 東京都立川市錦町1-12-1

TEL.042-521-1111 (代表)

H P : www.hotelnikko-tachikawatokyo.jp

<アクセス>

【電車】 JR新宿駅より中央線特別快速にて約27分
JR立川駅南口から徒歩7分 多摩モノレール 立川南駅から徒歩8分
【お車】 中央自動車道 国立府中ICより約4.5km

施設概要

- <客室> 6階~11階 100室
- <宴会場> 3階・4階 大小宴会場7室 (和室含む)
- <結婚式場> 6階 チャペル「フルリール」
- <レストラン> 1階 All Day Dining 紗灯 (シャトー)
- <その他施設> ウェディングサロン、写真室、美容室
衣装室、ビジネスセンター、
ランドリールーム、駐車場

給付を受けるには申請が必要です!

「外来年間合算」と「高額介護合算療養費」のご案内

高額療養費には、医療機関から提出されるレセプトをもとに自動的に支給する給付と、組合員の方からの申請により支給する給付があります。

今回は、申請が必要な「外来年間合算」と「高額介護合算療養費」についてご案内します。

制度の詳細および申請書類については、当組合医療健康課または共済事務担当課へお問い合わせください。

「外来年間合算」とは？

1年間(8月1日から翌年7月31日まで)の外来療養の自己負担額の合計が144,000円を超えた場合に、その超えた額を支給する制度です。

なお、「外来年間合算」の対象となるのは、高齢受給者(70歳以上の組合員および被扶養者)で医療費の負担割合が2割の方です。現役並み所得(組合員が70歳以上で標準報酬月額が28万円以上)に該当し、医療費の負担割合が3割の方は対象となりません。

期間中の資格が当組合のみの場合には自動給付となりますが、他の医療保険の加入期間もある方は申請が必要になります。

「高額介護合算療養費」とは？

世帯内(組合員とその被扶養者)で、1年間(8月1日から翌年7月31日まで)にかかった医療保険と介護保険の自己負担額の合計が下表の算定基準額を超えた場合に、その超えた額を支給する制度です。

なお、70歳未満の医療保険の自己負担額は、同一月に同一の医療機関(歯科は別、入院・外来別)に支払った金額が21,000円以上ある場合に合算の対象となります。

医療保険・介護保険の自己負担額のいずれかが0円である場合、および算定基準額を超えた額が500円以下の場合には支給しません。

給付は医療保険者(共済組合等)と介護保険者の双方が、自己負担額の比率に応じ按分して支給しますので、手続きに時間を要します。

標準報酬月額	算定基準額(医療保険+介護保険)	
	70歳未満の組合員	70歳以上の組合員
83万円以上	212万円	212万円
53万円以上79万円以下	141万円	141万円
28万円以上50万円以下	67万円	67万円
26万円以下	60万円	56万円
低所得者Ⅱ ^{※1}	34万円	31万円
低所得者Ⅰ ^{※2}		19万円

※1 市町村民税非課税

※2 低所得者Ⅱのうち所得が一定以下

お問い合わせ先 医療健康課 TEL 029-301-1413

今年度も「共済愛情保険」の 更新募集が始まります！

♡「共済愛情保険」募集のご案内

当制度は、共済組合から公的に給付される「長期給付(年金)」と「短期給付(医療保険)」を補う団体保険として、組合員とご家族の生活の安定と福祉の向上を目的に実施しており、昭和51年に発足して以来、本年で44年目を迎えます。

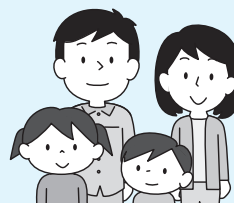
組合員本人・配偶者・子どもを合わせて20,772名(令和2年3月1日現在)の方々にご加入いただき、安定的に運営されています。

当組合の福利厚生事業の一環として団体契約により実施していますので、お手頃な掛金でご加入いただける制度です。

本年も新規加入および更新のご案内が10月上旬より始まりますので、この機会にぜひご検討ください。

♡ 募集スケジュール予定

日程	内容
10月上旬	パンフレット配付 ※制度内容等詳細については、パンフレットをご確認ください。 制度推進員訪問開始 ※制度推進員(明治安田生命職員)が各所属を訪問し、保険の内容等をご説明します。
11月下旬	申込締切 ※共済事務担当課へ提出してください。
翌年 2月下旬	「ご加入内容のお知らせ」配付 ※加入内容についてご確認ください。
3月1日	更新日(責任開始期)



♡ 更新募集に関するご案内

ご家族皆さんの加入内容も合わせてご確認をお願いいたします

「共済愛情保険」は、ご本人様が加入いただいている制度であれば配偶者の方も加入いただけます。配偶者の方が当組合の組合員でなくても、団体保険のスケールメリットを生かしお手頃な掛金でご加入いただけますので、ご検討ください。

♡ 令和3年3月末退職予定の方へ

「共済愛情保険」は早期退職の方も含め、退職後もご継続いただける制度があります。令和3年3月末退職予定の方は、**本年の募集が新規加入・追加・増額の最後の機会となります。**お手続きもれのないよう、加入内容のご確認をお願いします。

※制度内容等詳細については、10月上旬より配付されますパンフレット、またはホームページをご確認ください。
(共済愛情保険ホームページ) <http://www.group-welfare.jp/aijo/>

お問い合わせ先 福利厚生課 TEL 029-301-1412

大洗温泉の宿 お う し ょ う て い 大洗 鷗松亭

◇「大洗鷗松亭を安心してご利用いただくために」◇

大洗鷗松亭では、お客様の健康と安全を第一に考え、また安心してご利用いただくため、さまざまな衛生管理の取り組みを行っています。

詳しくは大洗鷗松亭ホームページの「最新情報」をご覧ください。

なにとぞご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

《お一人様1泊2食付》

*税・サービス料込、定員利用の場合

	助成券使用で	
磯コース	14,670円より	9,170円より
松コース	13,460円より	7,960円より
竹コース	12,250円より	6,750円より

※12月30日まではえらべる倶楽部の宿泊補助券利用で、さらに3,000円お安くなります。

※あんこう料理は11月中旬から提供いたします。

お問い合わせ先・ご予約先

大洗鷗松亭(施設直接)

受付時間 10:00 ~ 20:00

電話 029-266-1122

〒311-1301

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町8179-5

*組合員・任意継続組合員の方は、4ヵ月前から予約ができます。

*年末年始(12/31~1/3)の宿泊利用は抽選で決定します。

ホームページ上からも
宿泊予約ができます。

ホームページはこちらから▶



《宿泊利用助成券をお忘れなく》

宿泊料金に対して**大人：5,500円、小人：3,500円**を助成します。

また、大洗鷗松亭に限り組合員・被扶養者だけでなく、**同居する家族と別居の父母も**ご使用になれます。

事前に共済事務担当課へ交付申請し、チェックイン時にフロントへご提出ください。

任意継続組合員の方は、当組合福利厚生課(TEL 029-301-1412)へ直接ご連絡ください。

《えらべる倶楽部の宿泊補助券も利用できます》

JTBベネフィットのえらべる倶楽部大洗鷗松亭宿泊補助券をお持ちいただくと、上記の宿泊利用助成券とあわせて利用することができます。(任意継続組合員の方および未就学児は除きます。)

大洗鷗松亭に限り今年度は12月30日までは補助額が3,000円です。

詳しくは、本号の9ページをご覧ください。

《共済貯金払戻等のご案内》

月	払戻締切日	払戻送金日
9月	4日	14日
	16日	28日
10月	2日	12日
	20日	28日
11月	4日	12日
	19日	30日

《ご注意》

払戻しをする場合

「貯金払戻請求書」を、共済事務担当課とおとして提出してください。任意継続組合員の方は、当組合福利厚生課へ直接提出してください。当月分の積立金は、翌月以降にならないと払戻しはできませんのでご注意ください。

振込先口座を変更する場合

払戻締切日の7日前(休日、祝日を除く)までに「共済組合員申告書」により手続きしてください。

払戻締切日について

左表の払戻締切日は、貯金払戻請求書の当組合への必着日です。詳しくは、共済事務担当課にお問い合わせください。

組合の現況

(令和2年7月31日現在)

組合員数	男	17,286人
	女	8,436人
	計	25,722人
被扶養者数	22,122人	
標準報酬月額総額	9,709,164千円	
1人平均標準報酬月額	380,000円	
任意継続組合員数	382人	

ホームページURL <http://www.iba-kyo.com/>

健康情報パスワード [iba-kyo](#)